

令和8年3月第1回本山町議会定例会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和8年3月11日（水）

本山町議会議場

2. 応招議員

1 番	吉川 裕三	2 番	川村 太志	3 番	永野 栄一
4 番	松繁 美和	5 番	白石 伸一	7 番	中山 百合
8 番	大石 教政	9 番	澤田 康雄	10 番	岩本 誠生

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 松葉 早苗 主査 清岡 康隆

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	澤田 和廣	副町長	高橋 清人	教育長	大西 千之
参 事	大石 博史	総務課長	田岡 学	住民生活課長	前田 幸二
政策企画課長	澤田 直弘	まちづくり推進課長	田岡 明	建設課長	中西 一洋
健康福祉課長	澤田 真紀	病院事務長	佐古田 敦子		

8. 議事日程

日程第 1.	承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 2.	議案第 1 号	本山町職員のサービスの宣誓に関する条例の制定について
日程第 3.	議案第 2 号	本山町お試し滞在住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 4.	議案第 3 号	本山町移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5.	議案第 4 号	本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 6. 議案第 5 号 本山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7. 議案第 6 号 本山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8. 議案第 7 号 地方自治法第 203 条による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例
- 日程第 9. 議案第 8 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10. 議案第 9 号 本山町立保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第 11. 議案第 10 号 本山町の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12. 議案第 11 号 本山町農地、農林業施設事業等に係る分担金徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 13. 議案第 12 号 本山町有住宅等使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第 14. 議案第 13 号 本山町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例
- 日程第 15. 議案第 14 号 本山町文化財保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 16. 議案第 15 号 本山町情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第 17. 議案第 16 号 本山町種苗センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 18. 議案第 17 号 本山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 19. 議案第 18 号 本山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 20. 議案第 19 号 本山町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 21. 議案第 20 号 令和 7 年度本山町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 22. 議案第 21 号 令和 7 年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23. 議案第 22 号 令和 7 年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 24. 議案第 23 号 令和 7 年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 25. 議案第 24 号 令和 7 年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 26. 議案第 25 号 令和 7 年度本山町居宅介護支援事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 27. 議案第 26 号 令和 7 年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

- 日程第 28. 議案第 27 号 令和 7 年度本山町病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 29. 議案第 28 号 令和 8 年度本山町一般会計予算
- 日程第 30. 議案第 29 号 令和 8 年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算
- 日程第 31. 議案第 30 号 令和 8 年度本山町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 32. 議案第 31 号 令和 8 年度本山町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 33. 議案第 32 号 令和 8 年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第 34. 議案第 33 号 令和 8 年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算
- 日程第 35. 議案第 34 号 令和 8 年度本山町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 36. 議案第 35 号 令和 8 年度本山町病院事業会計予算
- 日程第 37. 議案第 36 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 38. 議案第 37 号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（れいほく教育魅力化・交流支援センター）
- 日程第 39. 議案第 38 号 本山町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第 40. 議案第 39 号 本山町読書活動推進計画（第 3 期）の策定について

開会 9 : 0 0

○議長（岩本誠生さん）おはようございます。昨日は機器のアクシデントがありまして、予定を変更いたしまして、大変ご迷惑をおかけいたしました。

ただいまの出席議員は 9 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したプリントのとおりでございます。

まず、議事日程に入る前に、町長より発言を求められておりますので、これを許します。澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）改めまして、皆さんおはようございます。議案審議に入ります前に、議長にお許しをいただきまして、少しだけお時間をいただきたいと思います。と存じます。

本日は、東日本大震災の発生から 15 年目となります。改めまして、お亡くなりになられた方々に対しまして、謹んで哀悼の意を表したいと存じます。

その後も、熊本地震や能登半島地震など、地震災害や豪雨災害など、毎年のように自然災害が発生をしております。こうした地震災害などの経験とその記憶を風化させることなく、そして教訓として生かして備えを図っていくことが、私たちに課せられた責務であるというのを改めて肝に銘じて取組を進めてまいります。

貴重な時間をいただき、誠にありがとうございました。

○議長（岩本誠生さん）そういうことで、本日の 14 時 46 分には全員で哀悼の誠を表し、とうをささげたいと思います。

それでは議事日程に入ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 1. 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（岩本誠生さん）日程第 1、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度本山町一般会計補正予算（第 7 号））を議題といたします。

補足説明を許します。田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。

承認第 1 号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度本山町一般会計補正予算（第 7 号））の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

承認第 1 号を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度本山町一般会計補正予算（第 7 号））は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 2. 議案第 1 号 本山町職員の服務の宣誓に関する条例の制定について

○議長（岩本誠生さん）日程第 2、議案第 1 号 本山町職員の服務の宣誓に関する条例の制定についてを議題といたします。

補足説明を許します。田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。4 番、松繁美和さん。

○4 番（松繁美和さん）条例は整備をされていなかったというふうにお伺いいたしましたが、宣誓書そのものはあったというふうに思いますので、その中身について説明をいただきたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）これまで宣誓書といたしまして、地公、日本国憲法の条文にあるものの抜粋を 4 月 1 日に新しい職員が着任する際に、町長の前で宣誓書として読み上げて、

それを誓うということを行っておりました。

○議長（岩本誠生さん） 4 番、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（発言する声なし） 質疑ないようですので、質疑なしと認めます。

議案第 1 号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（発言する声なし） なしと認めます。

議案第 1 号 本山町職員のサービスの宣誓に関する条例の制定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 1 号を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第 1 号 本山町職員のサービスの宣誓に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 3. 議案第 2 号 本山町お試し滞在住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 4. 議案第 3 号 本山町移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん） 日程第 3、議案第 2 号 本山町お試し滞在住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、日程第 4、議案第 3 号 本山町移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の 2 議案は関連をいたしますので、一括議題といたします。

補足説明を許します。澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん） 以上で補足説明を終わります。

これより質疑を行います。

まず、日程第 3 の議案第 2 号のお試し住宅、それから、移住定住促進住宅を一括上程していますので、両方に対する質疑について受け付けたいと思いますが、8 番、大石教政さん。

○8 番（大石教政さん） おはようございます。

お試し住宅と移住住宅、利用状況がお試し住宅なんかはどれぐらいお試しに来られているのかお伺いします。

○議長（岩本誠生さん） 執行部答弁。澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん） お試し住宅につきましては、1 回の使用期限が 3 か月以内となっております。今年度については、2 件利用があったというふうに報告を受けております。

○議長（岩本誠生さん） 8 番、大石教政さん。

○8 番（大石教政さん） 2 件利用があったということですか。お試し住宅が定住というか、町内にどれぐらいの方がお試し住宅に入ってから町内のほうへ住まわれておるんか、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん） ここ最近、今年度は利用がありましたけれども、ここ数年はちょっと利用がございませんでした。そのため、実績としては今のところございません。

○議長（岩本誠生さん） 8 番、大石教政さん。

○8 番（大石教政さん） やはりお試し住宅等も、やはりもっと P R 等して利用促進せんと、なかなかええサイトがもったいないと思うんで、やはり P R して使いやすい、お試し住宅入ってやっぱり町内に住んでもらうというふうにしていかんと、作っただけでなかなか利用者が少ないというのは、やっぱりもったいない。どんどん利用促進するように、アピール不足ではないかとも思われますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん） ご指摘のように、移住住宅に引き継げるように、今後注意をして、関連、連携をしながら、連携というか利用者の動向を伺いながら、移住定住につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり） この月額 3 万 5, 0 0 0 円という利用料については、適正価格と判断しているのでしょうかね。ちょっと高いような気がするけれども、どのようにお考えでしょうか。澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん） 3 万 5, 0 0 0 円が適正かどうかというところについては、適正であるという認識をしておりますが、今、市街地の貸家の住宅の賃料を見ますと、大体 4 万以上から 5 万ぐらいになっておりますので、3 万 5, 0 0 0 円が高いというふうには、今のところ考えてはおりません。

○議長（岩本誠生さん） 議長が質疑をするわけにいきません。これ以上は言いませんけれども、あくまでもお試しという形で、本町に移住してくださるかかどうかということのテストケースみたいなものですから、それをあまり高い家賃、利用料が必要だということになれば、利用もどうしても少なくなってくる。もっとオープンにしてもいいんじゃないかなというふうにも感じるんですけども、それはまた政策企画課のほうで、また町長のほうでもご検討いただきたいというふうに思います。

ほかに質疑はありませんかね。澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん） 補足で、議案第 2 号の第 7 条の第 5 項ですね。お試し住宅に関しましては、利用料の中に附属設備の利用料及び光熱水費も含むという条文がございますので、この分を軽減した形も含まれておるというところで、解釈をしております。

○議長（岩本誠生さん） そのような形で、利用が十分できるような形で対応していただいた

いというふうに思います。

ほかに質疑がないようでありましたら、質疑を終わります。

次に、討論、採決に移りますが、それぞれ別々に討論と採決を行います。

日程第3、議案第2号の討論を行います。発言はありませんか。

(発言する声なし) 討論なしですね。

議案第2号 本山町お試し滞在住宅の設置及び管理に関する条例の制定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第2号、本山町お試し滞在住宅の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第4、議案第3号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

(発言する声なし) なしと認めます。

議案第3号 本山町移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第3号 本山町移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第5、議案第4号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第6、議案第5号 本山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

日程第7、議案第6号 本山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長(岩本誠生さん) 続きまして、日程第5、議案第4号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第5号 本山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第6号 本山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、以上3議案は関連しているということでありますので、一括議題といたします。

補足説明を許します。田岡総務課長。

○総務課長(田岡学さん) (別紙のとおり補足説明)

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

議案第4号から第6号までの質疑を行います。質疑はありませんか。4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）それぞれ人勧に伴うものという説明をお伺いしました。それで、一部、実際には本山町には適用しない職員もいるということをお伺いしましたが、議案第5号の一般職の任期付職員ですが、関連をするのでこの際お伺いをしておきますが、こういう職員の雇用の仕方について、町として検討を今までしてこなかったのか、必要性がなかったのか、今後についてはどういうふうな見通しを持っているか、お伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）一般の任期付職員につきましては、嶺北中央病院で採用をした経過がございます。特に、専門的な業務に必要な方ということで採用した経過がございます。今後も、医師確保のために必要性がありましたら、そういう形で採用する場合も検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）4番よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようにありますので、これより討論を行います。

討論は別々に行います。

議案第4号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。発言はありませんか。

（発言する声なし）なしと認めます。

議案第4号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第4号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第4号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第6、議案第5号 本山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより議案第8号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第5号 本山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第5号 本山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改

正する条例は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第7、議案第6号 本山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論の申出はありませんか。

(発言する声なし) なしと認めます。

議案第6号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第6号 本山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第6号 本山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第8、議案第7号 地方自治法第203条による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん）日程第8、議案第7号 地方自治法第203条による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。教育長。

○教育長（大西千之さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）暫時休憩します。

休憩 9：36

再開 10：18

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から、議案第7号 地方自治法第203条による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例改正について、説明を求められておりますので発言を許します。澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）すみません、混乱を招きました。申し訳ございません。議案撤回請求書についてご説明させていただきます。

令和8年3月3日提出いたしました議案は次のとおり撤回したので、会議規則第2条の規定により、請求をさせていただきます。

議案名は、議案第7号 地方自治法第203条による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例。

撤回の理由は、本議案の表題部、地方自治法第203条とあるのは、地方自治法第203

条の2であるという、上位法がそうっております。今回、表題が改正するようになっておりませんので、一度撤回をさせていただきまして、改めて提案をさせていただきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程の追加

○議長（岩本誠生さん）ただいま、町長から議案第7号 地方自治法第203条による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例について、撤回したい旨の発言がありました。

議案撤回に関する規定は、上程後の議案撤回は議会の許可を要すると定められております。この際、本件議案撤回に関する案を追加日程第1として直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）ご異議ございませんので、議案撤回に関する件を追加日程第1として直ちに審議したいと思います。

この件について、ご異議のある方は発言を許します。

（発言する声なし）異議なしと認めていいですかね。

それではお諮りします。議案撤回に関する案を追加日程第1として審議することに決定しまして、これを議題といたしたいと思っております。

議案第7号については、町長発言のとおり撤回を許可したいと思います。

町長発言のとおり撤回を許可することに、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、議案撤回に関する案は町長発言のとおり許可することに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第9．議案第8号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん）続いて、日程第9、議案第8号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。前田住民生活課長。

○住民生活課長（前田幸二さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

議案第8号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（発言する声なし）なしと認めます。

議案第 8 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。  
この表決は起立によって行います。

議案第 8 号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第 8 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 10. 議案第 9 号 本山町立保育所条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん）日程第 10、議案第 9 号 本山町立保育所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。大西教育長。

○教育長（大西千之さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。8 番、大石教政さん。

○8 番（大石教政さん）乳児通園制度とか預かり等、どのぐらいの利用とか応募等、予想されておるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）執行部答弁。大西教育長。

○教育長（大西千之さん）4 月スタートですので、この制度で利用という要望については、まだ現時点ではつかんでおりませんが、現在一時預かりで保育をしておりますが、その利用につきましても若干ありますので、そういった方がこちらのほうを利用するというケースも出てこようかと思いますが、想定数は今のところできておりません。

以上、答弁とします。

○議長（岩本誠生さん）よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（発言する声なし）質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。

議案第 10 号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第 10 号 本山町立保育所条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 10 号を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第 10 号 本山町立保育所条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 1 1．議案第 1 0 号 本山町の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん）日程第 1 1、議案第 1 0 号 本山町の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようですので、質疑なしと認めます。

議案第 1 0 号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（発言する声なし）なしと認めます。

議案第 1 0 号 本山町の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 1 0 号を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第 1 0 号 本山町の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 1 2．議案第 1 1 号 本山町農地、農林業施設事業等に係る分担金徴収条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん）日程第 1 2、議案第 1 1 号 本山町農地、農林業施設事業等に関する分担金徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。3 番、永野栄一さん。

○3 番（永野栄一さん）ちょっと字句の説明をお願いしたいと思います。本山町農地というのは、市有地も含めてと思いますけれども、本山町農地という説明と、それから分担金について、分担金とはどういうものなのか説明をお願いしたいと思います。この中に、例えば固定資産税なんかも入っているのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）お答えをさせていただきます。

この分担金の、まず農地の位置づけというところではありますが、条例の第 1 号のほうで、

本山町が施行する農地、農業施設、林業施設の新設改良事業及び農地災害復旧事業の費用に充てるため、それに基づいて分担金を徴収するという事となっております。

一定、この農地等につきましては、先ほども説明しましたが、これまで受益者の個人の受益、個人の農地の価値を上げるような効果がございましたので、一定、その分担金を徴収をさせていただいて、費用負担の一部を担っていただいた形で行っていました。

なお、分担金につきましては公共施設、町が施行するものに対しまして15%とか、率を掛けた、事業費の部分に率を掛けたもので徴収し、上限を定めておる部分もございますが、そういう形で徴収をしておるものであります。委員からありました固定資産税のほうはあまり関係がないというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩本誠生さん）3番、よろしいですか。

ほかにありませんか。8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）地域農業、景観の維持等も言われておりましたが、農業とか林業等指定の範囲とか、軽減を受ける金額等はどれぐらいを見込まれておるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）大石議員よりご質問のあられた指定の範囲というところでございますが、今回この条例の改正によりまして、分担金の全部または一部の減免する範囲を明確化させていただいたところなんです。例えば、今後の事業の中で計画しておりますのが水路のデジタル化の取組の中で、水門のゲートでありますとか、水位計等を各地区の基幹水路のほうに設置をする事業を予定しておりますが、これまでそういう水路については、一定分担金のほうを一部徴収する形で運用を、水路の整備等につきましてはしてきた経過がありますが、水路の管理等で、非常に受益者の負担も増えておることと、水路を守ることに公共性の観点もございますので、そのあたりを今回の減免の理由の中で一定整理をさせていただいて、そういうものも減免対象として、明確に対象としていけるように考えておるところであります。

金額の範囲につきましては、これは減免の場合もあり、また、全部を減免する場合やその一部ということも、またその事業によって判断をしていく内容になってこようかと思っておりますので、以上、説明とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）水路等減免ということですが、新しい水路、設備を造ったところとか、今現在、これからいろいろ設備も整えていかないかん水路もあると思われますが、水路等に関しては、町内全域の水路ということでよろしいか、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）答弁をさせていただきます。

なお、水路につきましては、一定、多くの受益者が関係する基幹の水路につきましては、ここで書いてあります分担金の減免の対象になると考えておまして、受益者が個人の方に行く水路とか、あと、田んぼの面的な整備によって、その田んぼの価値があるような内容

については、これまでどおり分担金の徴収も考えていかなきゃならないと考えておりますので、あくまでも基幹水路で、多くの受益者が関係していて公共性が高いものについては、一定減免の対象に明確化させていただきたいという、そういう整理はしていきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん） 8 番、大石教政さん。

○8 番（大石教政さん） 大きい受益者とか減免と、あと小さい棚田とか、守っていけるところもずっと維持していけるように、何らかの措置も講じられるようにしていくと、棚田の減少等も防げると思うので、いろいろな補助とか、知恵を絞り持って、取り残される田畑等、残らないようにやっていくべきと思いますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん） ご意見ということで。質疑じゃなくて、ご意見ということですので。田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 大石議員のご意見も受け止めまして、できる限り、受益者、農家の負担軽減につながるような観点からも考えていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岩本誠生さん） ほかに質疑ありませんか。

（発言する声なし） ないようでありますので、質疑を終わります。

議案第 11 号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり） なしと認めます。

議案第 11 号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 11 号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第 11 号 本山町農地、農林業施設事業等に係る分担金徴収条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

### 日程第 13. 議案第 12 号 本山町有住宅等使用料条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん） 続いて、日程第 13、議案第 12 号 本山町有住宅等使用料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん） 補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する声なし） ないようですので、質疑なしと認めます。

議案第 12 号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

(発言する声なし) なしと認めます。

議案第 1 2 号 本山町有住宅等使用料条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 1 2 号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第 1 2 号 本山町有住宅等使用料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 1 4. 議案第 1 3 号 本山町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例

○議長(岩本誠生さん) 日程第 1 4、議案第 1 3 号 本山町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長(澤田真紀さん) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生さん) 補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。1 番、吉川裕三さん。

○1 番(吉川裕三さん) 再度確認でございます。改正前の条例であれば、本山町に住民票があつて、在宅生活をしていれば、町内にいなくても長寿祝金がもらえたと。改正後であれば、本山町に住民票があつて、1 年以上いて、なおかつ本山町内で在宅生活をしているということで、要するに、かちっとしたくくりつけを明らかにしたという理解でよろしいのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長(岩本誠生さん) 澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長(澤田真紀さん) 改正前につきましても、運用で、本山町内で在宅生活をしている方を対象としておりましたが、改正前の条文では曖昧なところがありましたので、本山町内で在宅という形で明記したものであります。

○議長(岩本誠生さん) 1 番よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり) ないようでありますので、質疑なしと認めます。

議案第 1 3 号の討論を行います。討論の申出はありますか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第 1 3 号 本山町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 1 3 号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第 1 3 号 本山町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例は、原案のと

おり可決することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 15. 議案第 14 号 本山町文化財保護条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん） 日程第 15、議案第 14 号 本山町文化財保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。大西教育長。

○教育長（大西千之さん） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん） 補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。8 番、大石教政さん。

○8 番（大石教政さん） 文化財、旧柿本医院にも保管してありますが、これはプラチナ、定期的に文化財いうか、入替え等を行っておるのか。また、旧柿本医院と見学ツアーみたいなこともやられておるのか。

なかなか、やはりあそこへ置いたままでは、非常に町民の方も分かりにくいと思われますが、文化財を展示するような計画等も進んでおるのか。また、家屋等においても大原文学館、また高知屋旅館は文化財に当てはまるんか、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん） 大西教育長。

○教育長（大西千之さん） まず、柿本に保管をしておる民俗資料等でございますが、定期的に見に行くようにはしております、令和 8 年度におきまして、よさこい高知の文化祭が全県で開催されるようになっておりますが、本山町では、ほかに例を見ない昔の縄文遺跡から弥生遺跡、遺跡が出ておりますので、それを主として遺跡展をやるようにしております、埋蔵文化財センターにも来ていただいて、現在こういったものを展示するか、調整をしているところです。そういった点で、少しでも埋蔵、あるいはそういう文化財を利用ができれば、そして、見に来ていただく機会ができたということですのでしております。

入替え等につきましては、今後、施設整備も含めて、それを待つだけではなしに、どういうふうにしていくのか、いろいろ考えていきたいとは思っていますが、管理はしっかりしていきたいと思っています。

ツアーにつきましては、実施はしておりませんが、先ほど言いました遺跡展には、県内からも見に来ていただきたいですし、その期間、小学校、中学校、子どもたちにも見に来ていただきたいというふうに考えております。

大原文学館の建物につきましては、町長から、一般質問のときに詳しく建物の年月日、あるいはこういった経過で建てられたか、現存する数が少ないということで、説明もあっているところです。しかしながら、文学館あるいは高知屋につきましては、文化財としての価値、ここについては、現在文化財としての価値があるといったような内容で、明確に答弁することはできませんので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生さん） 8 番、大石教政さん。

○8 番（大石教政さん）やはり、町民の方等の寄贈等もあり、旧柿本医院に貴重なものがいっぱいあるんで、それはやっぱり学校の教育事業の一環で見に行くとかいろいろ、やはり町民の方に広く公開せんと、あそこへ閉じ込めておいてというとき、何年に 1 回か展示会るとき出すというようなんじゃないで、非常にもったいないんで、旧柿本医院も、多額の費用をかけて買ってあるんで、ちょっと人数等も考えながら、文化財ツアーとか勉強、学習等にやはり利用せんと、せっかく集めてあるんが、あそこで眠らせておくのは非常にもったいない。やはりこれを有効に活用すべきと思うが、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん） これもご意見ということですね。条例と別に、ご意見ということで。大西教育長。

○教育長（大西千之さん） 有効な活用に向けて努力してまいります。よろしくお願いします。

○議長（岩本誠生さん） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（発言する声なし） 質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。

議案第 14 号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（発言する声なし） なしと認めます。

議案第 14 号 本山町文化財保護条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 14 号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第 14 号 本山町文化財保護条例の一部を改正する条例は原案どおり可決することに決定をいたしました。

暫時休憩します。

休憩 11：07

再開 11：08

○議長（岩本誠生さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第 16. 議案第 15 号 本山町情報公開条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん） 日程第 16、議案第 15 号 本山町情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん） 補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） 質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。

議案第 15 号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（発言する声なし） なしと認めます。

議案第 15 号 本山町情報公開条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 15 号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第 15 号 本山町情報公開条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 17. 議案第 16 号 本山町種苗センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん） 日程第 17、議案第 16 号 本山町種苗センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん） 補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） 質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。

議案第 16 号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（発言する声なし） 討論なしと認めます。

議案第 16 号 本山町種苗センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 16 号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第 16 号 本山町種苗センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 18. 議案第 17 号 本山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め

### る条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん）日程第１８、議案第１７号 本山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。大西教育長。

○教育長（大西千之さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する声なし）質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。

議案第１７号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（発言する声なし）なしと認めます。

議案第１７号 本山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第１７号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第１７号 本山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第１９． 議案第１８号 本山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん）日程第１９、議案第１８号 本山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。大西教育長。

○教育長（大西千之さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようであります。質疑なしと認めます。

議案第１８号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第１８号 本山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第１８号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第18号 本山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第20．議案第19号 本山町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する
条例

○議長（岩本誠生さん） 日程第20、議案第19号 本山町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。前田住民生活課長。

○住民生活課長（前田幸二さん） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん） 補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり） 質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。

議案第19号の討論を行います。討論の申出はありますか。

（「なし」の声あり） なしと認めます。

議案第19号 本山町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第19号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第19号 本山町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩します。

休憩 11：30

再開 13：00

○議長（岩本誠生さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。日程を続けます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第21．議案第20号 令和7年度本山町一般会計補正予算（第8号）

○議長（岩本誠生さん） 日程第21、議案第20号 令和7年度本山町一般会計補正予算（第

8号)を議題といたします。

補足説明を許します。田岡総務課長。

○総務課長(田岡学さん) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生さん) 澤田町長。

○町長(澤田和廣さん) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生さん) 補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

まず歳入、1款町税について、質疑はありませんか。

(発言する声なし) 10款地方交付税について質疑はありませんか。

(発言する声なし) 13款使用料及び手数料について質疑はありませんか。

(発言する声なし) 14款国庫支出金について質疑はありませんか。

(発言する声なし) 15款県支出金について質疑はありませんか。

(発言する声なし) 18款繰入金について質疑はありませんか。

(発言する声なし) 20款諸収入について質疑はありませんか。

(発言する声なし) 21款町債について質疑はありませんか。

(発言する声なし) ないので、歳出に移ります。

歳出1款議会費について質疑はありませんか。

(発言する声なし) 2款総務費について質疑はありませんか。

(発言する声なし) 3款民生費について質疑はありませんか。

(発言する声なし) 4款衛生費について質疑はありませんか。

(発言する声なし) 5款農林水産費について質疑はありませんか。

(発言する声なし) 6款商工費について質疑はありませんか。

(発言する声なし) 7款土木費について質疑はありませんか。

(発言する声なし) 8款消防費について質疑はありませんか。

(発言する声なし) 9款教育費について質疑はありませんか。

(発言する声なし) 11款公債費について質疑はありませんか。

(発言する声なし) 12款予備費について質疑はありませんか。

次に、第2表繰越明許費補正について、質疑はありませんか。

(発言する声なし) 質疑がないようですので、次、議案第20号 令和7年度本山町一般会計補正予算(第8号)についての総括質疑を行います。総括質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) ないのでありますので、質疑を終わります。

議案第20号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

(発言する声なし) なしと認めます。

議案第20号 令和7年度本山町一般会計補正予算(第8号)の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第20号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第20号 令和7年度本山町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第22．議案第21号 令和7年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計補正予算
（第1号）

○議長（岩本誠生さん）日程第22、議案第21号 令和7年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

補足説明を許します。澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田真紀さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

歳入について質疑はありませんか。

（発言する声なし）次に、歳出について質疑はありませんか。

（発言する声なし）質疑がないようですので、次に、逐条質疑について終わりました、総括質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）総括質疑なし。

議案第21号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、討論なしと認めます。

議案第21号 令和7年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第21号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第21号 令和7年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第23．議案第22号 令和7年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（岩本誠生さん）日程第23、議案第22号 令和7年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

補足説明を許します。前田住民生活課長。

○住民生活課長（前田幸二さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

歳入について質疑はありませんか。

（発言する声なし）歳出について質疑はありませんか。

（発言する声なし）質疑なしと認めます。

議案第２２号の総括質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）総括質疑なしと認めます。

議案第２２号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第２２号 令和７年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第２２号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第２２号 令和７年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第２４．議案第２３号 令和７年度本山町介護保険事業特別会計予算（第３号）

○議長（岩本誠生さん）続いて、日程第２４、議案第２３号 令和７年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

補足説明を許します。澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田真紀さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。

まず、歳入について質疑はありませんか。

（発言する声なし）次に、歳出について質疑はありませんか。４番、松繁美和さん。

○４番（松繁美和さん）減額補正のところで、介護保険サービスの利用実績の減というふう  
に説明がありましたが、その内訳について、もう少し説明を求めます。

○議長（岩本誠生さん）よろしいですか。

意見調整のため暫時休憩します。

休憩 １３：３８

再開 １３：４４

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田真紀さん）お答えいたします。

当初の段階で、多めに見込んでいたところはありますけれども、今年度、一時期施設介護サービスの給付費のみが大きくて、12月の補正のほうで増額補正をさせていただいたところですが、1月の審査分での比較では例年、失礼しました。前年とあまり大きな差はございませんでした。

ただ、今回の補正の中で1目、すみません。7ページ、歳出の2款保険給付費になりますけれども、1目居宅介護サービス給付費が増額になって、3目地域密着型介護サービス給付費というのが逆に減額になっておりますが、こちらどちらとも居宅系のデイサービスでありますとかの介護サービスになるんですが、地域密着型というのは、本山町が指定した数か所の介護事業所の部分になりまして、それ以外のほうが居宅介護サービス給付費になります。そちらの内訳の事業所の移動ですとか、そういうところで一方が増えて、一方が減額になっているというところもございます。

また、2目の特例居宅介護サービス給付費につきましては、こちら要介護認定を受ける前に、緊急やむを得ず利用された場合のサービス給付費になっておりまして、こちらの減額は、7年度が緊急でサービスを利用した方が少なかったというところで減額になっているところでございます。

○議長（岩本誠生さん）ほかに質疑ありませんか。

（発言する声なし）質疑ないようでありますので、次、議案第23号に対する総括質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。質疑を終わります。

討論の申出はありませんか。

（発言する声なし）なしと認めます。

議案第23号 令和7年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第23号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第23号 令和7年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案どおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第25．議案第24号 令和7年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算
（第4号）

○議長（岩本誠生さん）日程第２５、議案第２４号 令和７年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

補足説明を許します。前田住民生活課長。

○住民生活課長（前田幸二さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。まず、歳入について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

歳出について質疑はありませんか。

（発言する声なし）なし。

議案第２４号の総括質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なし。

ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

議案第２４号の討論の申出はありませんか。

（発言する声なし）なしと認めます。

議案第２４号 令和７年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第４号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第２４号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第２４号 令和７年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第２６．議案第２５号 令和７年度本山町居宅介護支援事業特別会計補正予算（第１号）

○議長（岩本誠生さん）日程第２６、議案第２５号 令和７年度本山町居宅介護支援事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

補足説明を許します。澤田健康保険課長。

○健康福祉課長（澤田真紀さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する声なし）質疑ないようであります。

歳入について質疑ありませんか。

（発言する声なし）ないようでありますので、次に歳出について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）ないですか。

議案第25号について、総括質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) ないですか。では、質疑ないので、質疑を終わります。

議案第25号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なし。

議案第25号 令和7年度本山町居宅介護支援事業特別会計補正予算(第1号)の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第25号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第25号 令和7年度本山町居宅介護支援事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第27. 議案第26号 令和7年度本山町簡易水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(岩本誠生さん) 次に、日程第27、議案第26号 令和7年度本山町簡易水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

補足説明の前に、差し替え等における資料の配付がございますので、暫時休憩します。

休憩 13:57

再開 13:58

○議長(岩本誠生さん) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、令和7年度本山町簡易水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたしましたので、補足説明を許します。中西建設課長。

○建設課長(中西一洋さん) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生さん) 補足説明が終わりました。

会計の仕組みがちょっと違いますので、なかなか分かりにくい面もあったかも知れませんが、これより質疑を行いたいと思います。

まず、逐条質疑を行います。

第2条の収益的収入及び支出のうち、収入について質疑はありませんか。

(発言する声なし) なしと認めます。

第3条、基本的収入及び支出のうち、収入について質疑はありませんか。

(発言する声なし) なしと認めます。

第4条、他会計からの補助金について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) なし。

次に、第5条企業債について質疑はありませんか。

(発言する声なし) なしと認めます。

これより総括質疑を行います。

総括質疑はありませんか。1番、吉川裕三さん。

○1番(吉川裕三さん) お尋ねします。ページでいいますと4ページになりますが、このキャッシュフロー、期首残と期末残、このままのペースでいきますと令和8年度末にはキャッシュがなくなるということになりますが、そうするとこれ、一般会計からの繰入金を考えない場合に水道料金を、入りを増やすということで水道料金を上げるということにもなりかねませんが、たまたま昨日議会が早く終わりましたのでテレビを見ていますと、千葉県水道のほうで、県営水道が30年分に水道料金を上げるということで、詳しくTBS系列でやっていましたが、そういうふうな事態にもならないかと。

このキャッシュ、期首残、期末残を見ると、もう来期にはお金がなくなるんじゃないかという懸念もありますが、その場合どういうふうに対処するかについてお尋ねいたします。

○議長(岩本誠生さん) 中西建設課長。

○建設課長(中西一洋さん) ご心配いただき、ありがとうございます。8年度の予算につきましては、最終的には増える試算となっております。予算特別審査委員会のほうで、なっています。ただ、ご説明をさせていただいたところではあるんですが、全員協議会の中でアセットマネジメントというものを説明させていただきました。中長期的に考えたときに、やはり施設、今考えておるのは管路の更新というものを考えておりますが、その際にはやはり一定、要するに管路の更新は何とかできるんじゃないかと。9年度以降でできるんじゃないかと考えております。

ただ、ご心配の言われるとおり、資産というか施設整備を考えていく上では、料金というところもやはり一定考えていかないと、というのは私自身も頭に入っておりまして、場合によって、いわゆる水道企業会計でいう収入のところというと、一般会計からのお金と、それ以外でいうと料金というところしかないの、あとはもしくは一借というものしかないので、その三つしかない、収入とされるものがその三つなので、そのバランスを考えながら施設整備のほうは考えていきたいと。

直近の8年度につきましては、先ほど言いましたように8年度末については、資金としては増える予定になっております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長(岩本誠生さん) 1番、吉川裕三さん。

○1番(吉川裕三さん) いや、水道料金と一般会計の繰入金は収入です。一借は収入じゃないので、返す必要のあるものは、収入でカウントするのはそもそも間違いじゃないですか。

だから、キャッシュフローを維持していくためには受益者負担を求めるのか、それとも行政からの支援を受けるかの二つしかないかと思いますが、その点は、今後どのように考えているかと。だから、一時借入金で借金するということは、将来的に返していかなきゃなんな

いので、それは収入増とは私は言わないのではないかと思いますので、その点再度お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん） 中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん） すみません、ちょっと答弁が間違うというか、誤解を招いてしまいました。一借で運転資金を確保するという意味でした。ごめんなさい。

いわゆる、先ほど言いましたとおり収入のあるところは、一般会計か料金というところになります。アセットマネジメントで見ていただいたとおり、9年度以降の計画としては料金を据置きながらやっていけないのではないかと。その中で、必要に応じて運転資金としては一借という考え方では、今計画というか、考えているところではあります。

ただ、長期的に見たときに、やはり施設整備というものは、施設整備というか管路だけではなしに、施設整備というのはやっぱり耐用年数というものが来ております。町長がおっしゃられましたとおり、長寿命化を図りながらではありますけれども、その耐震というところは、やはり耐震化というものは考えていかなければならないと私の中で認識しておりますので、そういったところでやっぱり企業会計としての収支を見ながら、しっかり料金のところは、しかるべきときに見直しということを検討していきたいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 1 番、どうぞ。吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん） ですから、現金ベースでどうなるかということを知っているんであって、キャッシュがどうなるかと。将来的に不安はないということで、その答弁によるとそういうことだと思われます。

ただ、例えば本山町内は吉野川からの取水はしておりません。支流からの取水を全てしております。例えば水道会計の立場からという、この今般の水不足については節水を求めるのか、それとも料金収入を得て節水は求めないのか。その点をもう一点お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん） 答弁できますか。澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） お答えします。今回、本山簡水については、汗見川からの水を利用していまして、その水が枯れるということはありませんけれども、かといって豊富に水を使ってくれという、料金を上げるためですね。そういう考え方は毛頭ありませんで、適正な利用をしていただきたいということでございます。

あと、吉延とか高角簡水とかいうところは今後、古田ですか、部門部門によっては今回節水を求めるところまでいっておりませんが、将来いろんなケースが考えられることはあるだろうというふうに思います。

それから、キャッシュフロー、令和7年度はさっき言いました委託料ですね。これは、もう完全に一般財源で賄いましたので、そういった意味での費用がかかっています。将来的に、どういうふうはこの水道会計運営をしていくのかということを見定めるための委託料でしたので、令和7年、イレギュラーと言えはそういった経費が大きく出ていると。

あとは、もう本当に細かい話ですけども、水道職員が給与の高い低いとか、そういったことで会計規模が非常に小さいので、そういう意味では、そういう人事に関わって会計が少

し動くということはございますけれども、いろんな意味、今後ポンプアップしますので、電気料の問題とかいろんな費用、そういうものも見ないといけませんし、そういった耐震化の問題とかいろいろ考えていくと、将来において見込みを立てていく中で、水道料を見直していかなくてはならないということは、将来は発生し得るというふうには私は思っていますけれども、それが来年、再来年というところまで、私はそこまでにはないだろうというふうに考えているところでございます。

○議長（岩本誠生さん）よろしいですか。ほかに総括質疑はありませんか。

（発言する声なし）ないようですので、総括質疑を終わります。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（発言する声なし）なしと認めます。

議案第26号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第26号 令和7年度本山町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第26号 令和7年度本山町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第28．議案第27号 令和7年度本山町病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（岩本誠生さん）続いて、日程第28、議案第27号 令和7年度本山町病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

補足説明を許します。佐古田事務長。

○病院事務長（佐古田敦子さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）以上で補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

第2条、収益的収入及び支出の補正のうち、収入について質疑はありませんか。

（発言する声なし）ないようですので、支出に移ります。

支出について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）次に、第3条、基本的収入及び支出の補正のうち、収入について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、質疑を終わります。

第4条、他会計からの負担金及び補助金について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、質疑を終わります。これより総括質疑を行います。

総括的な事項につきまして、質疑はありませんか。5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）ちょっと教えてほしいんですけども、うちの病院って8月に、9月ですか。9月の議会で10床減らしましたよね。4,140万というお金を頂きました。ところが、今回の補正のところを見てみると、県からの補助金が結構減っているんですよね。そういった県からの補助金というのは、最初から減る予定だったんでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）病院事務長。

○病院事務長（佐古田敦子さん）11ページですね。11ページの補助金なんですけれども、こちらのほうは県の補助金ではあるんですけども、会計上、こちらの頂いた高知県病床数適正化支援事業費交付金のほうは減ってはおりません。それは、別のところに科目更正、特別利益というところで計上しておりますので、そちらのほうは頂いております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）ほかに総括質疑ありませんか。

（発言する声なし）ないようですので、総括質疑を終わります。

これより討論を行います。討論の申出はありますか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第27号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第27号 令和7年度本山町病院事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第27号 令和7年度本山町病院事業会計補正予算（第2号）は原案どおり可決することに決定をいたしました。

ここで休憩を取ります。45分まで休憩。2時45分まで休憩です。

休憩 14:28

再開 14:47

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第29．議案第28号 令和8年度本山町一般会計予算

日程第30．議案第29号 令和8年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算

日程第31．議案第30号 令和8年度本山町国民健康保険事業特別会計予算

日程第32．議案第31号 令和8年度本山町介護保険事業特別会計予算

日程第33．議案第32号 令和8年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算

日程第34．議案第33号 令和8年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算

日程第 35、議案第 34 号 令和 8 年度本山町簡易水道事業会計予算

日程第 36、議案第 35 号 令和 8 年度本山町病院事業会計予算

○議長（岩本誠生さん） 日程第 29、議案第 28 号 令和 8 年度本山町一般会計予算、日程第 30、議案第 29 号 令和 8 年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算、日程第 31、議案第 30 号 令和 8 年度本山町国民健康保険事業特別会計予算、日程第 32、議案第 31 号 令和 8 年度本山町介護保険事業特別会計予算、日程第 33、議案第 32 号 令和 8 年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算、日程第 34、議案第 33 号 令和 8 年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算、日程第 35、議案第 34 号 令和 8 年度本山町簡易水道事業会計予算、日程第 36、議案第 35 号 令和 8 年度本山町病院事業会計予算、以上 8 議案を一括議題といたします。

これらの 8 議案につきましては、本定例会の初日の 3 月 3 日に提案されました特別委員会に付託し、審査をお願いしてきたところでありましたが、審査が終わった旨の報告が議長のところに届いております。

委員長より一括して報告を求めます。令和 8 年度予算審査特別委員長、1 番、吉川裕三さん。

○予算審査特別委員長（吉川裕三さん） （別紙のとおり委員長報告）

○議長（岩本誠生さん） 予算審査特別委員長より報告をいただきました。どうもありがとうございました。

これより 8 議案を順次進めてまいります。特別委員会で審査をいたしておりますので、質疑を省き、1 件ずつ採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり） ご異議なしと認めまして、1 件ずつ進めてまいります。

まず、議案第 28 号の討論を行います。発言を許します。討論ありませんか。

（発言する声なし） なしと認めます。

議案第 28 号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 28 号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第 28 号 令和 8 年度本山町一般会計予算は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

議案第 29 号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（発言する声なし） なしと認めます。

議案第 29 号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 29 号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決すること

に賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第２９号 令和８年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

議案第３０号の討論を行います。討論の申出はありますか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第３０号の採決を行います。

この際、表決は起立によって行います。

議案第３０号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第３０号 令和８年度本山町国民健康保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

議案第３１号の討論を行います。討論の申出はありますか。

（発言する声なし）なしと認めます。

議案第３１号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第３１号については、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第３１号 令和８年度本山町介護保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

次に、議案第３２号の討論を行います。討論の申出はありますか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第３２号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第３２号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第３２号 令和８年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり原案可決ことに決定いたしました。

次に、議案第３３号の討論を行います。討論の申出はありますか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第３３号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第３３号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決すること



に賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第３３号 令和８年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

議案第３４号の討論を行います。討論申出はありますか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第３４号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第３４号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第３４号 令和８年度本山町簡易水道事業会計予算は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

次に、議案第３５号の討論を行います。討論の申出はありますか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第３５号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第３５号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第３５号 令和８年度本山町病院事業会計予算は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第３７．議案第３６号 工事請負契約の変更について

○議長（岩本誠生さん）次に、日程第３７、議案第３６号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

補足説明を許します。中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）質疑はないようでありますので、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論の申出はありますか。

（発言する声なし）なしと認めます。

議案第３６号 工事請負契約の変更についての採決を行います。

この表決は、起立によって行います。

議案第 3 6 号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第 3 6 号 工事請負契約の変更については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 3 8. 議案第 3 7 号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（れいほく教育  
魅力化・交流支援センター）

○議長（岩本誠生さん）日程第 3 8、議案第 3 7 号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（れいほく教育魅力化・交流支援センター）を議題といたします。

補足説明の前に、ちょっと変更がありますので、各それぞれのパソコンにデータを入れてありますのでご確認をください。メールで入っています。

暫時休憩します。

休憩 15 : 02

再開 15 : 04

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明を求めます。澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5 番、白石伸一さん。

○5 番（白石伸一さん）この指定管理の関係なんですけれども、これ公募されて、この指定管理を受けられた方以外に、プロポーザルで手を挙げられた方はいなかったんでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）プロポーザルを受けたのは、この 1 事業者のみとなっております。

○議長（岩本誠生さん）5 番、白石伸一さん。

○5 番（白石伸一さん）プロポーザルをやる場合、例えば公募する場合、やはり公募期間と  
いうのをそれなりの形の期間を設けるべきだと思うんですけれども、この公募については、  
いつ町のホームページ等に載せて公募したのでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）暫時休憩します。

休憩 15 : 07

再開 15 : 09

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）ホームページで募集をしたのは、本年2月9日から2月18日の間であります。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）やはり公的なところの指定管理ということですから、せめて1か月程度の公募をかけるべきだと思います。このように、もう相手方が決まっているというような場合というのもあると思うんですけども、せめて公平性を保つというのであれば、最低1か月程度の公募期間を設けるべきでありますし、このような公的な団体、今回受けていただいた団体のように、長期でやっていただく、指定管理を受けていただくというような団体については、やはりもうちょっと長い期間、5年というんじゃないに、長い期間で指定管理を受けてもらってもよろしいんじゃないかなと思うんですけども。議会の議決が要りませんが、そういった形で長期に引き受けてもらうべきではないかなと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）副町長。

○副町長（高橋清人さん）質問にお答えをいたします。

先ほど、白石議員がおっしゃいました長期的に、それとあと公募ですよね。公募も必要ないんじゃないかという意見をいただきました。

本町の本山町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例というのがありまして、その第5条では、次の各号のいずれかに該当する場合は、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると思われる本町が出資等している法人、公共団体もしくは住民で組織する団体というのがありまして、やはり白石議員がおっしゃいましたように、今後この施設についてはそういうことができるかどうか、研究をしていきたいというふうに思います。

以上、答弁とします。

○議長（岩本誠生さん）5番、よろしいですか。白石議員、5番。

○5番（白石伸一さん）今5条のところ読まれたんですけども、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると思われる、思料する、本町が出資等をしている法人という形で、最終的にこの組織に対しては出資とか、お金を町が出しておるんじゃないんですかね。そういう、それをしていないのであればあれですけども、最終的に、今年度の予算で魅力化の組織に対してはお金を出していくわけなんですから、これはもう出資という形で判断して、公募という形を取らなくてもいいというふうに、副町長が言われた形言えば、公募する必要はないという形になるんじゃないんですか。そのところの解釈の仕方、私間違っておるかも分かんですけども。

○議長（岩本誠生さん）高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）お答えをいたします。

先ほど読み上げたように、できる規定でありまして、今後はやはりそれを適用するかどうかは、ある一定研究をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようですので、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（発言する声なし）なしと認めます。

議案第３７号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第３７号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（れいほく教育魅力化・交流支援センター）についてを原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第３７号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（れいほく教育魅力化・交流支援センター）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第３９．議案第３８号 本山町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（岩本誠生さん）続いて、日程第３９、議案第３８号 本山町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

補足説明を許します。澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）暫時休憩します。

休憩 １５：１５

再開 １５：１８

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、一応上程されておりますので、ミスプリということではありますが、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日とご訂正をお願いしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）異議なしということで、訂正を認めます。

それでは、説明を続けてください。

○政策企画課長（澤田直弘さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する声なし) ないようでありますので、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

(発言する声なし) なしと認めます。

議案第38号についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第38号 本山町過疎地域持続的発展計画の策定についてを原案どおり可決すること
に賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第38号 本山町過疎地域持続的発展計画の策定については原案のと
おり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第40. 議案第39号 本山町読書活動推進計画（第3期）の策定について

○議長（岩本誠生さん）日程第40、議案第39号 本山町読書活動推進計画（第3期）の  
策定についてを議題といたします。

補足説明を許します。大西教育長。

○教育長（大西千之さん） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）以上で補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん） 全員協議会の際にも、この点について質問したことで、少しそのと  
き教育長の答弁がありましたが、私、答弁間違いではないかと思ひまして、改めて申し上げ  
ますが、ふるさとに誇りを持てる読書の具体例を示してほしいと言ったときに、そこでは、  
全員協議会では、右城暮石俳句大会、大原富枝文学賞について書いてあると言ひましたが、  
この読書推進計画13ページあたりだったと思いますが、子どもの読書意欲の向上の欄に  
書かれている中身でございます。ふるさとの誇りではないというふうに思ひますので、それ  
以外であれば示してほしいし、またもう一つ環境整備の問題ですね。これ行政が環境整備す  
るのが大事だという話をさせていただきましたが、欄では、随所にそのことは書いてあると  
いう説明があり、そして今日の追加説明でも大変丁寧に、いろんな場を通じて読書の機会を  
設けるんだという教育長の説明もありました。

ということで、書いていないことを基本目標に書くのではなく、全体に散りばめられてい  
るという説明のあった環境整備に、基本目標三つ目は書き換えるつもりはないか。この点、  
質問をいたします。

以上です。

○議長（岩本誠生さん） 答弁を求めます。大西教育長。

○教育長（大西千之さん）基本目標の３番目につきまして、誇りが持てる読書ということで、本山町に関連する本など、ふるさとの歴史、文化、伝統、人物、自然などの自分の住んでいる地域を知り、理解を深めることでふるさとを思い、そして誇りを持てるような、そういったことを育んでいけるようなことを目標にしていければというふうに思っております、環境整備につきましては、それぞれの場面で必要な環境づくりを行っていくということと、基本的な町の振興計画であったり、そういったところで施設整備につきましては、図書、歴史、施設については記載をしておりますので、ここではこちらに書いておる目標で活動計画として、具体的な活動計画として、具体的というか読書推進計画として、このままで提案をさせていただきたいというふうに思っております。

もう一つ言われました、書いていないという、すみません、もう一回。いや、書いていないじゃない。ごめんなさい。大原富枝先生の関係の私が回答した件につきまして、もう一回お願いできますか。

○議長（岩本誠生さん）４番、松繁美和さん。

○４番（松繁美和さん）私が申し上げたのは、いくつかの欄があつて、ふるさとに誇りが持てる読書活動という枝葉の項目はございません、どこにも。ただ、どういうものがあるのと聞いたときに、富枝文学賞であるとか、大原富枝さんの文学賞、あるいは右城暮石全国俳句大会があると、ここに書いてあると言いましたが、書いてある場所は子どもの読書意欲の向上の欄でございます、１３ページあたりだったと思いますが。子どもの読書の意欲を向上するために、そうした文学賞に応募するだとか、俳句大会へ俳句を投句するだとか、そういうことを進めておりますので、これはそのときの教育長の、私は答弁誤りではないかというふうに申し上げたわけです。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）教育長、分かりましたか、内容。大西教育長。

○教育長（大西千之さん）そのときに答えた内容は、そのことを答弁させていただいたと思いますが、１３ページにあります子どもの読書意欲の向上ということで、この二つを記載させていただいておるということで、誇りを持つというのは、それぞれが自分の読みたい本を選んでもらうために、ふるさとに関連をした歴史であるとか、文化であるとか、食であるとか、そういったものに触れていただく。そういう機会をつくっていく。あるいは、コーナーでそういう場所をつくっていく。その中で、読んでいただいたときに、それぞれの子ども、あるいは大人でも構いませんが、その中でふるさとを思う気持ちが出てくるんだというふうに思っておりますので。

そのときに読書意欲、こういう機会をつくることで、少しでもそういう機会づくりに向かっていけばということで、これをせいということではないですが、機会づくりでやはりふるさとの文学も知っていただくというふうなことで、そのときにそういう気持ちで申し上げたというふうに思っております。

○議長（岩本誠生さん）４番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）分かりました、教育長の意図は。つまり機会を設けることが大事ということですね。終わります。

○議長（岩本誠生さん）ほかに質疑ありませんか。

（発言する声なし）質疑ないようでありますので、質疑を終わります。

これより討論を行います、討論の申出はありますか。4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）私は大変残念に思いますが、この読書活動推進計画には反対をいたします。

その理由は、先ほど来から申し上げているとおり、誇りを持つということは、個人、観念的なものです、随分。私も今どういうふうに話したらいいか、ちょっとまとめてきましたが、どのような本であっても読後に持つ感想は人それぞれであるというのは、これもう共通認識と思います。

ふるさとに誇りが持てるということは、繰り返しになりますが、極めて主観的なものであります。読書によってふるさとに誇りが持てる、行政の側が言うのは価値観の押しつけになるのではないのでしょうか。画一的なものを読者に求めるのは無理です。むしろ間違っていますというふうに、私は読書活動としては思っております。

教育長言われるように、町の振興計画であるとか教育方針の中に、町長もよく言われます、ふるさとに誇りを持ってもらいたいと。私も思います。しかし、それは読書活動に求めるものではないと、そこはさび分けていく必要があるんだろうというふうに思います。

それで、教育長も繰り返し言いましたが、行政の役割は環境を整えることです。機会をつくっていくこと。私はそれに尽きると思うんですね。そういうことが、本当にまたさらに教育長説明もあったし、私もこの読書活動推進計画を読みましたが、随所に町として、さくら図書室であったり、学校であったり、読書に触れる機会をつくと書いてあるんです。そのいっぱい書いてあることをなぜ基本目標にできないのか、私はどうしてもこれが納得がいかない。概念的なことを置くのではない。スローガンではないですから。

そういうふうに思いまして、これは第3期の計画は、計画を見ましたら2期のときより、現場の図書館の職員であるとか、学校の図書の担当の職員であるとか参加をして、本当に中身は素晴らしいです。私は、中身に関しては大いに賛成をしたい。そして、この読書活動推進計画を進めていくべきだと思いますが、しかし基本目標がこのままではどうしても賛成できませんので、反対の討論をさせていただきました。

議長、以上です。

○議長（岩本誠生さん）ただいま反対の討論がありました。

賛成の討論はございませんか。

（発言する声なし）討論はないようですので、討論を終わります。

これより、議案第39号についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第39号 本山町読書活動推進計画（第3期）の策定について原案のとおり可決する

ことに賛成の方の起立を求めます。

賛成多数であります。

したがって、議案第３９号 本山町読書活動推進計画（第３期）の策定については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（岩本誠生さん）以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたしたいと思います。

どうもお疲れさまでした。

午後 ３時４２分 散会